

一、在江戸面々、二月中替人召抱次第暇を可出之。是又給銀斷同前之事。

一、主人相對を以、二月二日切如約束暇を遣儀は各別之事。
一、暇を出候もの、御家中之外他所へ爲致奉公候儀、堅御停止候、御國に立歸百姓仕候歟、又罷歸候はで不叶斷有之御國に於相返者、召置候時分請狀、主人指出相添、面々組頭迄可出事。

一、若暇を乞候はで不叶首尾之者雖及斷、主人不聞入、又者給銀等非分於有之は、其奉公人より御横目之方に可相斷事。

右所被仰出也。

萬治二年正月九日

一〇 他國に召連候奉公人暇遣候儀等御定

他國に召連候若黨・小者・草履取、二月二日以後以相對暇を遣し、御國に相返候者、召置候時之請狀に主人指出を添、面々組頭迄遣し、組頭より奉行所に可及斷事。

朱書。唯今は御國に奉公人相返申候時、組頭より請人の渡、其上に而公事場の案内仕候。

一、二月二日以後、自御國替人呼寄申内召仕候はゞ、前年の給銀日算用割、二割増之銀子を加へ可相渡。但、三月より末者三割増たるべき事。

朱書。唯今は三月五日以後之儀、増給銀は四月より末之事に御座候。

一、定之季明不申内令欠落者、請人手前遂吟味、給銀月割を以爲辨、外輕過銀可申付。若取逃・贓物有之者、過銀之内を以計、主人に可遣事。

朱書。唯今は欠落仕候得ば、日割を以請人給銀返辨、取逃・贓物爲辨主人に相渡、外請人に過錢二貫文充申付候。但、辨銀過分之時は、或一貫文、或用捨仕候。

一、他國に有之面々、二月二日以後にても、御國より替者呼寄申候内欠落仕候はゞ、請人應分際過銀可申付、取逃有之者同斷之事。

朱書。唯今は三月五日以後之事。

一、走人、請人とらへ出し候はゞ、給銀・贓物共に主人損た

るべし。公儀或主人とらへ候においては、給銀は主人之損、取逃・贓物并過銀請人より可出事。

一、給銀・贓物辨出候以後とて、三年之内走人、請人方よりとらへ出し候はゞ、主人請取候銀子請人に可相返候。

科人主人に可被下之候間、殺害可仕事。

朱書。唯今は科人を主人に被下候儀無御座候。公事場に而裁許仕候。

一、居成に可召仕旨被仰出刻、主人之手前を立退及斷候者、如何様之理運たりといふとも、奉公人可爲越度。田畠荒、在所引込不申難成仕合候者、十村・肝煎之書付、郡奉行添書を以主人に可相斷。若又主人非分申懸、堪忍難成首尾候はゞ、御國に而は公事場、江戸に而は割場奉行へ可申斷事。
一、若黨・小者殺害仕儀有之候者、公事場に斷可受差圖。但、當座に成敗仕候はで不叶首尾之者は、死骸其儘置、即刻公事場の檢使を乞、其場之様子誓紙を以相斷事。

朱書。唯今は不及誓詞候。

一、御國追放可仕下々、百姓に候はゞ公事場へ斷、可受指圖事。

一、欠落人當座に不相斷、下に而濟置、以後奉行所に及斷候はゞ、聞入申間敷候。但替たる斷は各別之事。

一、欠落人請人死絶候はゞ、主人可爲損。但、科之品により親子・兄弟之手前可致吟味事。

一、籠舍人賄之儀、主人より可申付。但、品により親子・兄弟・請人或公事場より可申付候。町方は十人組、百姓は其村より賄可仕事。

朱書。唯今は公儀御穿鑿之儀者、公事場より賄申付候。主人勝手之ために籠舍仕候者、季明候迄主人賄、季明候而は公事場より賄申付候。町方・郡方准之可申御定に御座候。則別紙御條數御座候。

右條々被仰出候通、無相違可有裁許者也。

萬治二年六月初日 御印

今 枝 民 部

津 田 玄 蕃

奥 村 因 幡

前 田 對 馬

金澤公事場